



ペットの 飼育マナーを知ろう

犬や猫を飼っている方、飼ってみようかと検討している方、正しい飼育マナーをご存知ですか？

ペットも大事な家族です。

飼育している方もしていない方も快適に暮らせるよう飼育マナーを守りましょう。

(問合せ 住民生活課 ☎2940)

■犬を飼う場合のマナー

家の中・外で飼うことや散歩などのマナーが一部で守られていないケースが見受けられます。今一度確認しましょう。

- ①必ず首輪・くさりを付けましょう！（首輪に鑑札・名札を付けましょう！）
- ②散歩の際には、リードを付けましょう！フンは必ず持ち帰りましょう！
- ③放し飼いは絶対やめましょう！（犬が突然道路に飛び出し不幸な一生を送りかねません！）
- ④犬の登録はお済みですか？犬を飼う際には、生後91日以上の子犬は登録をするよう法律で義務付けられています。また、年に1回の狂犬病予防注射を接種することも同様です。

【ドッグランの利用について】

ドッグランは飼い主各自の責任とマナーにより運営していますので、ルールを守って犬との楽しいひとときをお過ごしください。

- ・発情中の犬や病気の犬、狂犬病予防接種と畜犬登録を済ませていない犬は利用できません。
- ・犬のフンやゴミは飼い主が必ず持ち帰ってください。また、施設やその周辺を清潔に保持しましょう。



■猫を飼う場合のマナー

猫は、犬と違って散歩をさせたりすることはありませんが、以下のことに注意して自宅敷地外に出さないことを心がけてください。

- ①首輪に名札を付けるなど、飼い猫である明示をしましょう。
- ②感染症予防・交通事故防止のためにも、室内での飼育をおすすめします。
- ③出産させる予定が無ければ、去勢手術をしましょう。
- ④自宅敷地内にトイレを設け、決まった場所で排泄行為をするようしつけましょう。

【野良猫について】

かわいそうだから…と、餌を与えないようにしましょう。餌を与える行為は「みなし飼い主」です。もし餌を与えるのであれば、飼い主となり生涯にわたり飼育し、近隣の住民に迷惑をかけないよう自宅敷地外に猫を出さないなどの配慮をしてください。



赤ちゃんダイアリー・子育て節約術の投稿募集中！

かわいい我が子の写真を

みんなでシェアしませんか？

赤ちゃんダイアリーの投稿はコチラ→



楽しい節約術を

教えてください。

子育て節約術の投稿はコチラ→



問合せ 総務課情報グループ ☎2511